

仙台基署発1010第2号  
平成29年10月10日

事業主 殿

仙台労働基準監督署長

### 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」といいます。）における労働災害防止対策については、平成25年度から平成29年度を計画期間とする第12次労働災害防止計画において、平成29年の休業4日以上労働災害発生件数を平成24年に比して10%以上減少させることを目標として推進しているところです。

当署管内の陸上貨物運送事業の労働災害は、平成29年9月末現在の速報値で164件となっており、当署における目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

また、陸運業においては、荷役作業時に発生する労働災害が多いことから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」といいます。）が策定され、この中に、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）の取り組むべき事項の他、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」といいます。）において、陸運事業者の労働者の荷主等の事業場で行う荷役作業による労働災害を防止するために協力実施する事項が示されているところです。

については、荷役5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項について、別紙「荷役5大災害防止対策チェックリスト」により、点検していただき、荷役作業時の労働災害の防止に努めていただくよう、お願いいたします。

なお、パンフレット及びチェックリストについては、以下のURLからも入手できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)

ご不明な点は、下記問合せ先にご連絡ください。

問合せ先

仙台労働基準監督署 安全衛生課

電話022-299-9073

参考

平成28年 陸上貨物運送事業  
労働災害の事故の型(休業4日以上 仙台労働基準監督)

